５－６　工事の施工に伴い避けることができない事由による第三者損害の補償

工事の施工に伴い避けることのできない事由による第三者損害の補償

（１）　工事の施工に伴い避けることのできない事由による第三者損害の補償事務取扱要領（土木工事）

（通　　則）
第１条　工事請負契約書第 29 条第２項に定める第三者損害の補償事務の取扱い並びに補償費用の負担については、この要領に定めるところによる。

（適用範囲）
第２条　この要領は、鋼矢板打ち、杭打ち、その他の工事により生じた地盤沈下、地下水の断絶及び振動等に起因する沿道、沿岸等にある第三者の施設（以下「施設」という。）にかかる損害（以下「損害」という。）について適用する。

（事前調査）
第３条　工事の施工に当たっては、本市が必要と認める区域の施設について、別に定める要領により事前調査を行う。
２　事前調査は、受注者に実施させその結果を本市に報告させる。
３　事前調査に要する費用は、当初設計書に計上する。

（損害の調査、報告等）
第４条　損害が発生した場合には、受注者に対して応急処置等の必要な措置をとらせるとともに損害の調査を行わせ、遅滞なく損害発生報告書（様式１）を提出（２部）させる。
２　損害の補償について第三者から請求があったときは、第三者に対して損害箇所復旧要望書（様式２）の提出（２部）を求める。
３　前項の業務は受注者にこれを行わせ、１部を本市に提出させる。
４　損害箇所復旧要望書の提出があり、かつ工事の進行により損害が増大するおそれがなくなったときは、受注者に損害箇所の公正妥当な復旧方法の検討（履行期限を含む）、復旧に要する費用の見積り及び第三者との折衝を行わせる。

（復旧工事の施工）
第５条　前条第４項の折衝により、受注者が第三者の内諾を得たものについて、受注者から復旧見積書を本市に提出させる。
２　前項の復旧見積書に記載されている工事内容及び金額のうち本市が適当と認めたものについて受注者に復旧工事を行わせる。
３　復旧工事の着手及び完了に際しては、その都度受注者よりその旨を本市に報告させる。

（確認書及び精算書）
第６条　復旧工事が完了したときは、第三者に対して確認書（様式３）（２部)の提出を求める。
２　前項の業務は受注者にこれを行わせ、精算書（様式４）とともに、１部を本市に提出させる。

（金銭による損害の補償）
第７条　損害の補償は、原則として原形復旧工事とする。ただし、第三者が金銭による補償を希望し、かつ、本市が金銭による補償をすることが適当と認めたときは、原形復旧工事に要する費用の範囲内で金銭による補償をすることができる。
２　金銭による補償を行う場合には、あらかじめ第三者に対してその理由を付した金銭補償要望書（様式５）の提出（２部）を求める。
３　前項の業務は受注者にこれを行わせ、１部を本市に提出させる。
４　金銭による補償をしたときは、第６条の規定を準用する。この場合において「確認書（様式３）」は「復旧工事費受領書（様式６）」と読みかえる。

（補償費用の負担）
第８条　補償の総額が請負金額（請負金額が変更されたときは変更後の請負金額）の土木工事については０.７パーセント相当する金額（以下「控除額」という。）以下のときは受注者に補償の総額を負担させる。
２　補償の総額が控除額を超えるときは、本市は個々の補償の額からその補償に対する相当控除額（控除額に個々の補償の額が補償の総額に占める割合を乗じた額）を除いた額に２分の１を乗じた額を負担し、その残額を受注者に負担させる。ただし、本市が特別の理由があると認めたものについては、本市及び受注者が別途協議して、その負担割合を定め、本市は個々の補償の額からその補償に対する相当控除額を除いた額に本市の負担割合を乗じた額を負担し、その残額を受注者に負担させる。

（負担額の支払及び予算科目）
第９条　前条第２項により本市が負担する費用は、受注者に対してこれを支払う。
２　前項の費用にあてる予算科目は「補償金」とする。

（覚書の交換）
第１０条　本市が必要と認める工事については請負契約締結の際、当該受注者と別に定める「工事の施工に伴い避けることのできない事由による第三者損害の補償に関する覚書」の交換を行う。

（査定時の覚書の確認）
第１１条　前条により覚書の交換を行う工事については、契約の査定の際、工事の請負契約に必要な書類のほか、覚書が具備されているかどうかを確認する。

（事後の損害に関する契約）
第１２条　第10条の覚書の交換がなされていない工事で、工事の進捗の過程で損害が発生し、又は損害の発生が予想されたときは、すみやかに受注者と協議し、当該受注者と別に定める「工事の施工に伴い避けることのできない事由による第三者損害の補償に関する覚書」に基づき契約を締結する。

（公共施設に与えた損害）
第１３条　外かく施設、係留施設、臨港交通施設等の公共施設にかかる損害の補償事務の取扱い並びに補償費用の負担額については、第３条及び第４条第１項の規定を除く各規定は適用しないものとし、別途受注者と協議して決定する。

（付　　則）
１．　この要領は、昭和５２年６月１日から実施する。
２．　この要領は、令和２年10月１日から実施する。

様式１　損害発生報告書

令和　　年　　月　　日

大 阪 港 湾 局 長
様

住　所

商号又は名称

現場代理人

損 害 発 生 報 告 書

大阪市施工　　　　　　　　　　　　　　　工事に伴い下記施設に損害が生じましたので報告します。

記

１．　理　　　由

２．　工　　　期

３．　施 設 所 在 地

４．　構　　　造

５．　損害発生箇所

６．　損害発生状況

７．　応急対策状況

８．　添　付　図　（別紙のとおり）

用紙規格Ａ４判

様式２　損害箇所復旧要望書

令和　　年　　月　　日

大阪港湾局長　　　　　　　　　様

（受注者）　　　　　　　　　　様

施設所有者　　住　所

氏　名

居　住　者　　住　所

氏　名

損 害 箇 所 復 旧 要 望 書

このたび大阪市の　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事に伴い下記の施設に損害が生じましたので復旧方要望します。

記

１.　施設所在地

２.　損 害 箇 所

用紙規格Ａ４判

様式３　確認書

令和　　年　　月　　日

大阪港湾局長　　　　　　　　　　様

（受注者）　　　　　　　　　　　様

施設所有者　住　所

氏　名

居　住　者　住　所

氏　名

確　認　書

このたび大阪市の　　　　　　　　　　　　　　　工事に伴い発生した当方の施設の損害復旧工事が完成したことを確認します。なお、このことに関して今後大阪市並びに受注者に対し損害補償の請求その他一切の異議申し立てはいたしません。

記

１．　施設所在地

２．　構　　　造

３．　損 害 箇 所

用紙規格Ａ４判

様式４　精算書

令和　　年　　月　　日

大阪港湾局長　　　　　　　　　　　様

受注者　住所又は事務所々在地

商号又は名称

氏名又は代表者名

精　算　書

大阪市施工　　　　　　　　　　　　　　　　工事の第三者損害補償工事費について、下記のとおり精算しましたのでよろしくお取り計い願います。

記

１．　補償工事費総額　　金　　　　　　　　　　　円也

ただし、補償件数　　　　件　詳細は別添のとおり。

２．　貴市負担額　　　金　　　　　　　　　　円也

ただし覚書第１０条による負担額

用紙規格Ａ４判

様式５　金銭補償要望書

令和　　年　　月　　日

大阪港湾局長　　　　　　　　　　様

（受注者）　　　　　　　　　　　様

施設所有者　　住　所

氏　名

居 住 者　　住　所

氏　名

金 銭 補 償 要 望 書

このたび大阪市の　　　　　　　　　　　　　　　　工事に伴い損害を受けた当方の施設の復旧補償については、下記の理由により金銭補償として処理していただくよう要望します。

記

（理　由）

用紙規格Ａ４判

様式６　復旧工事費受領書

令和　　年　　月　　日

大阪港湾局長　　　　　　　　　　　様

（受注者）　　　　　　　　　　　　様

施設所有者　住　所

氏　名

居　住　者　住　所

氏　名

復 旧 工 事 費 受 領 書

金　　　　　　　　　　　　　　　円也

上記の金額を大阪市の　　　　　　　　　　　　　　　工事に伴い発生した当方の施設の損害補償として受領しました。なお、このことに関して、今後大阪市並びに受注者に対し損害補償の請求その他一切の異議申し立てはいたしません。

記

１．　施設所在地

２．　構　　　造

３．　損 害 箇 所

用紙規格Ａ４判

（2）　工事の施工に伴い避けることのできない事由による第三者損害の補償に関する覚書（標準様式）

工事の施工に伴い避けることのできない事由による第三者損害の補償に関する覚書（土木工事）

工事請負契約書約款第29条第2項に定める損害の補償の対象及び方法並びに補償費用の負担額の決定等については、次に定めるところによるものとする。

（適用範囲）
第１条　この覚書は、杭打ち・土留・排水・土工事の施行に伴い避けることのできない地盤沈下・地下水の断絶及び振動等に起因して生じた沿道家屋等第三者の施設その他の物件等（以下「施設」という。）に対する損害の補償に適用する

（事前調査）
第２条　受注者は、発注者の指示により、別に定める事前調査仕様書に従って施設の調査を実施する。

（損害発生時の調査及び報告等）
第３条　受注者は、施設に第１条に定める損害が発生したときは、ただちに損害の調査及び応急措置を行なわなければならない。
２．受注者は、前項に定める調査及び応急措置が完了したときは、損害発生報告書を発注者に提出しなければならない

（補償の交渉等）
第４条　受注者は、第三者から施設の損害に対する補償の要望があり、かつ施設の損害が増大するおそれがなくなったときは、その公正妥当な復旧方法等を検討し、次の各号に定めるところにより第三者との間で折衝するものとする。
（１）施設の原形復旧または原状回復
（２）井戸または池等については、原則として給水設備の設置

（補償の申し出）
第５条　前条に基づく折衝の結果、第三者の内諾を得たものについて、受注者は、第三者から補償申出書を受理し、発注者に提出するものとする。

（補償の業務）
第６条　第三者から、補償申出書の提出があったときは、受注者は、当該補償申出書にかかる補償見積書及び関係書類を作成し、発注者に提出しなければならない

（補償の実施）
第７条　受注者は、前 2 条に定める関係書類を発注者に提出し、かつ発注者の承認を得たときは、速やかに当該見積りにかかる補償を実施しなければならない。

（金銭等による補償）
第８条　前条に基づき実施する補償工事等に代え、金銭または代替物（以下「金銭等」という。）による補償の要望があった場合は、前条に定める補償に要する費用の範囲内で金銭等をもって補償することができる。
２．金銭等による補償を行う場合には、受注者は、あらかじめ第三者からその理由を付し

た金銭等補償要望書を受理し、発注者に提出するものとする。

（着手及び完了）
第９条　受注者は、補償にかかる工事、金銭等による補償の着手及び完了に際しては、遅滞なく発注者にその旨報告しなければならない。
２．受注者は、補償にかかる工事、金銭等による補償が完了したときは、第三者から補償完了確認書を受理するとともに補償費精算書を作成し、併せて発注者に提出するものとする。

（補償費用の負担）
第 10 条　補償にかかる工事、金銭等による補償に要した費用（以下「補償費」という。）の総額が請負金額（請負金額が変更されたときは変更後の請負金額）の 0.7 パーセントに相当する金額（以下「控除額」という。）以下のときは、受注者が補償費の総額を負担する。
２．補償費の総額が控除額を超えるときは、発注者は個々の補償額からその補償額に対する相当控除額（控除額に個々の補償額の総額に占める割合を乗じた額）を減じた額に２分の１を乗じた額を負担し、その残額を受注者が負担する。ただし、発注者が特別の理由があると認めるものについては、その控除額を除いた負担額の決定は、発注者と受注者とが別途協議して定める。

（公共施設にかかる損害）
第 11 条　公共施設にかかる損害の補償の対象及び方法並びに補償額の決定等については、第 2 条及び第 3 条をのぞく各規定は適用しないものとし、発注者と受注者とが別途協議して定める。

（その他）
第 12 条　この覚書に定める事項に疑義が生じたとき及びこの覚書に定めのない事項については、発注者と受注者とが別途協議して定めるものとする。

この覚書を証するため本書２通作成し、当事者が記名のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　大　阪　市
　　　　契約担当者

受注者　住所又は事務所所在地
　　　　商号又は名称
　　　　氏名又は代表者氏名

(3)　　沿道沿岸等にある施設の事前調査要領

ア　　概　　要

（ア）　事前調査は、工事着手前の沿道沿岸等にある施設（以下「施設」という。）の状態を的確に把握し、被害の申立てのあった場合の判定の基礎資料とするものである。従って調査は入念に行うこと。

（イ）　事前調査は、施設に立入って行うものであるから、調査日時を事前に通知して対象家屋等の居住者又は施設管理者の了承を得て行い、調査時点における施設の状態を相手方に確認させること。

（ウ）　調査員は、不快感を与えないように服装及び言動に注意すること。

イ　　調 査 方 法

（ア）　写真撮影

①　写真機は、ストロボ又はフラッシュ装置付きのものを使用し、撮影要領については港湾工事共通仕様書3－S港湾工事写真管理基準により行わなければならない。

②　黒板は図－1のような形状寸法のものを使用すること。

図－1　黒板の形状寸法

日　付	令和　年　月　日
家屋等のNo	
写 真 No	
室　名	
摘 要	

50cm

30cm

なお、クラックの幅、長さ、建具のすきま等の観測できる事柄を参考事項として摘要欄に記入のこと。

（イ）　傾斜測定

傾斜測定ができる定期をあらかじめ製作し、それによって測定すること。

（ウ）　その他

その他調査に必要な巻尺、折尺、水準器、下げ振り、懐中電灯などを準備すること。

ウ　　調 査 内 容

（ア）　写真撮影

①　家屋等の外観（正面、背面、側面、屋根面）

②　道路に近接する腰壁と犬走りの取合部

③　家屋等の構造、階数、建築年月日の異る箇所

④　建具建付状況及び建具取付枠（敷居、鴨居と柱の接合部）

⑤　建具損傷部分

⑥　その他必要な部分

（イ）　傾斜測定

主要柱及び高層建物等の外壁の傾斜測定を行う。

①　木造建物は柱、鉄骨建物は柱又は外壁、鉄筋コンクリート建物は外壁を重点的に行う。

②　内部測定は傾斜定規、外部測定は下げ振り、トランシット等を使用し、測定位置は定めておくこと。

（ウ）　沈下測定

鉄筋コンクリート造2階建以上及び鉄骨造3階建以上の建物は沈下測定を行う。測定位置は常に同じ箇所とする。

（エ）　井　　戸

①　所在地

②　占有者の氏名、職業、屋号

③　深さ及び水深

④　用　途

⑤　揚水ポンプの口径

（オ）　その他

池の有無、地下埋設タンクの有無（種別、容量、構造）等必要なもの。

エ　　関 係 図 書 の 作 成

（ア）　家屋等の平面図・・・・・・・・・・別紙(1)

縮尺は1／100～1／200とし、北を上にして方位、縮尺、室名、仕上表、傾斜測定値、沈下測定値を記入のこと。

作成要領・・・・・・・・・・壁はシングル線で太く、独立柱は○印とし建具は必ず書きこむこと。

（イ）　家屋等の配置図

縮尺は本工事設計平面図のものと同一のものとする。調査の進捗状況がわかるよう工程表及び、実地日を記入し家屋等の番号を付すこと。

（ウ）　調査書・・・・・・・・・・・別紙（2）－1、2

（エ）　写 真

写真の整理は、A4判の厚紙等を使用しLサイズを標準として2～3枚同一ページに張り、右横に撮影場所、状態等を記入のこと。

（オ）　調査報告書

以上の調査関係図書を下記の順番にまとめ、表紙をつけて整理すること。

① 目　次（1冊ごとにつける）

② 表　題（調査要領を含む）

③ 家屋等の平面図

④ 傾斜及び沈下測定表

⑤ 写　真

一冊の厚みは5cm程度とし、それ以上になる場合は分冊すること。また、一家屋等ごとに口取紙をつけて家屋等の番号を記入すること。

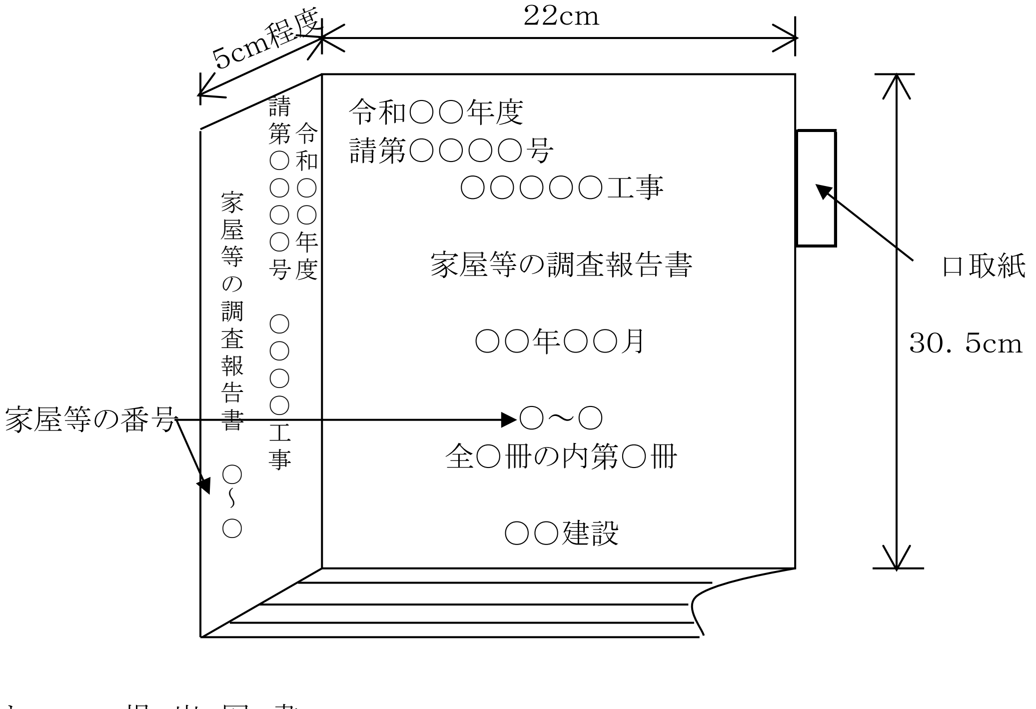

オ　　提 出 図 書

（ア）　調査報告書及び家屋等の配置図をそれぞれ一冊一葉を本市に提出すること。

（イ）　原図、フイルム等については、最終補償完了まで受注者において保管し、完了後本市に提出すること。

別紙（1）

家屋等の施設平面図

調査日　令和　年　月　日

縮　尺　(1/100～1/20)

単　位

(注)記入できないものは、別紙添付のこと。

(注)柱傾斜測定位置をア、イ、ウ・・・・・で明示のうえ測定値を下記へ記入のこと。

		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ
柱傾斜測定値（単位ｍ／ｍ）	東															
	西															
	南															
	北															

別紙(2)－1

事 前 調 査 書

<table>
<tr><td rowspan="3">調査年月日</td><td colspan="2" rowspan="3">令和○年○月○○日</td><td colspan="2">所有者</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">立会人</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">調査員</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>建物所在地</td><td colspan="8">大阪市　　区　　町　　番地</td></tr>
<tr><td>建物所有者住所氏名</td><td colspan="8">市　　区　　町　　番地</td></tr>
<tr><td>居住者氏名</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">居住者数</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="4">建物の概要</td><td>構造</td><td colspan="7">造　壁　屋根　葺　建　棟</td></tr>
<tr><td>面積</td><td colspan="7">延　　㎡</td></tr>
<tr><td>用途</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">営業</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td>建設年月</td><td colspan="4">大正・昭和・平成・令和　年　月</td><td colspan="2">経過年数</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">内部構造
仕上げ等</td><td>室名</td><td>床</td><td>腰</td><td>壁</td><td>天井</td><td></td><td>建具</td><td>柱</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">工作物及び
附帯設備</td><td>給排水、電気等</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>門柱、門扉等</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>井戸、その他</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>その他
特記事項</td><td colspan="8"></td></tr>
</table>

(注) 1.　立会人とは、建物等の所有者又は利害関係人をいい、調査員は請負者の調査員をいう。

2.　工作物及び附帯設備については、構造、種別、長さ、高さ等、地下室、井戸等がある場合は用途、設備、面積、水深等を記入すること。

3.　建物各部の傾斜、クラック、破損等変状箇所の詳細については、別紙変状箇所報告書に記入すること。

4.　写真は必ず添付すること。

別紙(2)－2

変 状 箇 所 報 告 書

対　象　箇　所	調 査 時 点 に お け る 建 物 の 変 状 の 状 態	摘　　　要

（４）その他

ア　第三者損害の補償事務の処理分担

事務項目	事務内容	担当	摘要
工事発注計画	第三者損害補償対象工事とするかどうかの検討	設計担当	施設管理担当・補償担当・工事担当・事業計画担当などに協議
覚書交換又は契約書締結	覚書交換の依頼	〃	設計書表紙の工事概要欄に「第三者損害の覚書交換工事 」と記入 発注の際、設計図書に「覚書」を添付
	覚書の交換	契約担当 契約管財局契約部 大阪港湾局調達担当	
	契約書の締結	大阪港湾局調達担当	覚書交換のなされていない工事で施工後、第三者損害の発生したもの
事前調査	調査対象施設の選定審査	工事担当	設計担当に協議
	調査結果の審査	〃	
損害の確認	損害発生報告書の審査	〃	設計担当に通知
	損害復旧要望書の審査	〃	〃
復旧の承認	復旧方法、復旧箇所の審査	〃	設計担当に協議
	復旧費の審査	設計担当	
	金銭補償要望書の審査	工事担当	設計担当に協議
補償費用の支払	復旧工事費受領書の審査	〃	設計担当に通知
	確認書の審査	〃	
	精算書の審査	〃	設計担当に通知
	支払の手続き	契約担当	
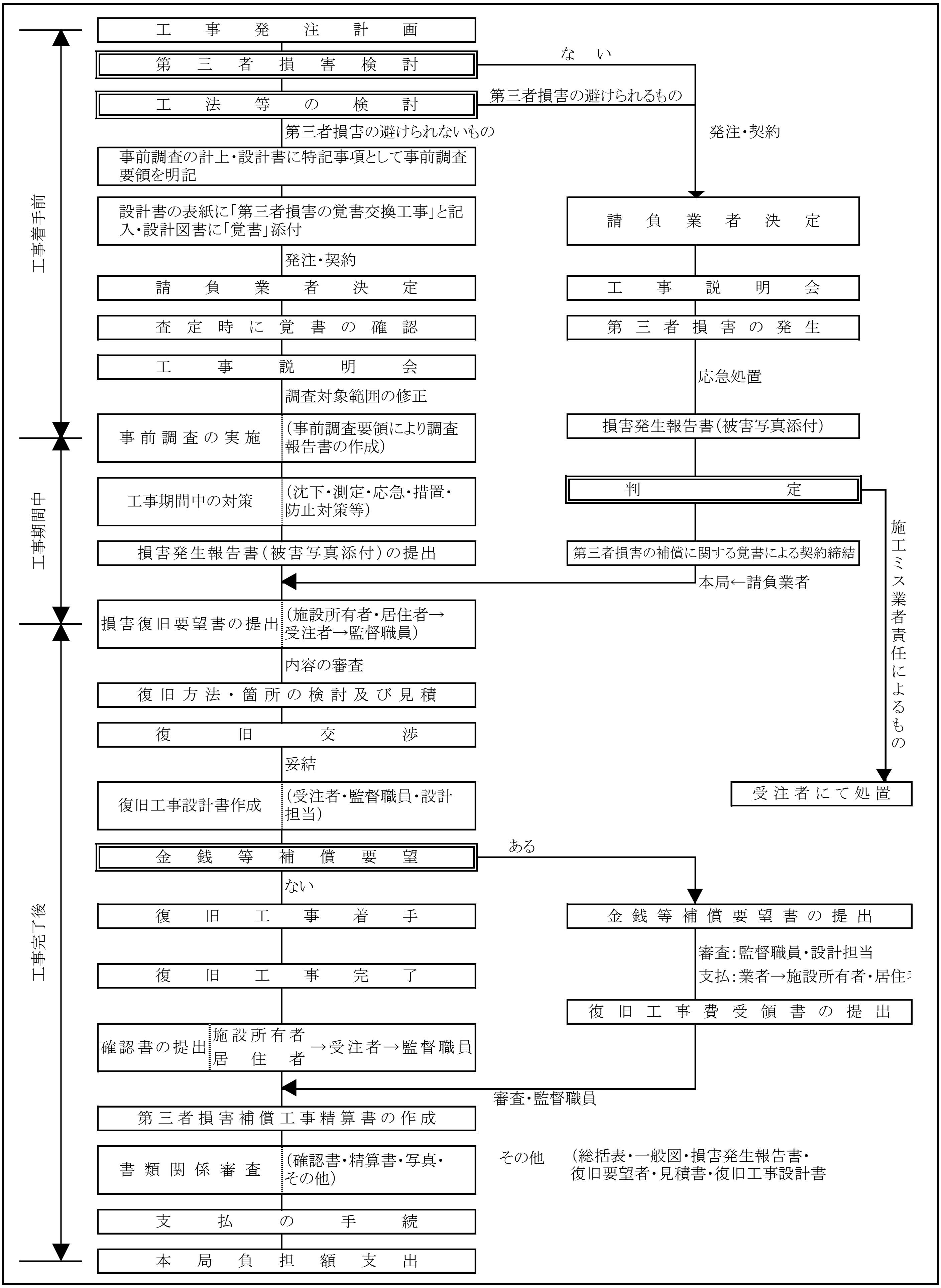
イ．第三者損害の補償事務の流れ